

## 住居確保給付金の再支給について

令和3年2月1日付で生活困窮者自立支援法施行規則が改正され、住居確保給付金の支給が終了した方を対象として、緊急事態宣言等による雇用状況の悪化に伴い収入が減少した場合、一定の条件下において3か月間に限り再支給することが可能となりました。

申請をご希望の方は、下記をご確認の上、再支給の申請書等をご提出ください。

### ◇再支給の対象者

次のいずれにも該当する場合、申請が可能です。

1. 平成27年4月1日以降に住居確保給付金を受給し、一旦終了した方
2. 申請月(令和3年2月または3月)の収入が収入基準額(月額)以下の方
3. 申請月(令和3年2月または3月)の資産が資産基準額以下の方

※ 各基準額は日南市生活自立サポートセンターにお問い合わせください。

### ◇支給期間

3か月間

※ 延長申請はできません。

### ◇申請期限

令和3年3月31日まで

### ◇相談窓口・申請先

所在地	日南市生活自立サポートセンター (日南市社会福祉協議会内(日南市中央通1-8-1))
電話番号	0987-31-1152
受付時間	午前8時30分から午後5時
受付日	月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)